第七十六条の二第五項を削り、同条第六項中「第百九十八条第六項に」を「第百九十八条第四項に」に改め、同項第一号中「第百九十八条第六項各号」を「第百九十八条第四項各号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項中「第百九十八条第六項」を「第百九十八条第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項中「第百九十八条第六項」を「第百九十八条第四項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第九項中「第六項の」を「第五項の」に、「第六項各号」を「第五項各号」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十項中「第八項」を「第七項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十一項中「第百九十八条第六項」を「第百九十八条第四項」に改め、同項を同条第十項とする。

第七十六条の三中「から受理した」を「から」に改め、「これらの規定による申告書」の下に「を受理した場合には、当該申告書」を加え、「は」を「）は」を「）を」に改める。

第七十七条第一項第三号中「第三十条第五項第一号」を「第三十条第六項第一号」に改め、同項第四号中「当該他の退職手当等」を「当該支払済みの他の退職手当等」に改め、同項第六号を同項第七号とし、同項第五号イ中「第七十一条の二第二項（特定役員退職手当等と一般退職手当等がある場合の退職所得の金額の計算）」を「第七十一条の二第四項」に改め、同号ロ中「第七十一条の二第四項第一号又は第二号」を「第七十一条の二第十二項各号」に改め、「（特定役員退職手当等と一般退職手当等がある場合の退職所得に係る源泉徴収）」を削り、同号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五　法第二百三条第一項に規定する退職手当等又は同項第二号に規定する支払済みの他の退職手当等の全部又は一部が同号に規定する短期退職手当等に該当する場合には、次に掲げる事項

イ　令第七十一条の二第二項（一般退職手当等、短期退職手当等又は特定役員退職手当等のうち二以上の退職手当等がある場合の退職所得の金額の計算）に規定する短期勤続年数及びその計算の基礎

ロ　令第七十一条の二第十一項各号に掲げる場合に該当するときは、令第三百十九条の三第二項（一般退職手当等、短期退職手当等又は特定役員退職手当等のうち二以上の退職手当等がある場合の退職所得に係る源泉徴収）に規定する短期退職所得控除額の計算の基礎

第七十七条第二項及び第三項第一号中「第百九十八条第六項各号」を「第百九十八条第四項各号」に改め、同条第四項中「第七項ただし書」を「第六項ただし書」に改め、同条第五項中「第七十六条の二第八項から第十項まで」を「第七十六条の二第七項から第九項まで」に改め、同条第六項を削り、同条第七項中「受理した」を削り、「申告書（」を「申告書を受理した場合には、当該申告書（」に、「）は」を「次項において同じ。）を」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項を同条第七項とする。

第七十七条の四第一項第一号中「第六項」を「第五項」に改め、同条第二項中「当該申告書」の下に「（同条第五項の規定の適用により当該公的年金等の支払者が提供を受けた当該申告書に記載すべき事項を含む。第九項において同じ。）」を加え、同条第三項を削り、同条第四項中「第二百三条の六第十項」を「第二百三条の六第七項」に、「第七十六条の二第六項各号」を「第七十六条の二第五項各号（給与所得者の源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供等）」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「第二百三条の六第十項」を「第九項ただし書」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「第七十六条の二第八項から第十項まで」を「第七十六条の二第七項から第九項まで」に、「第二百三条の六第十項」を「第二百三条の六第七項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第七項中「第二百三条の六第十項」を「第二百三条の六第七項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第八項中「第二百三条の六第七項」を「第二百三条の六第七項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第九項中「第四項から第六項まで」を「第三項から第五項まで」に、「第四項中「第七十六条の二第六項各号」を「第三項中「第七十六条の二第五項各号（給与所得者の源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供等）」に、「第六項中」を「第五項中」に、「第七十六条の二第九項中「第六項各号」を「第七十六条の二第八項中「第五項各号」に、「第七十七条の四第八項」を「第七十七条の四第七項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十項中「受理した」を削り、「（同条第六項の規定の適用により当該公的年金等の支払者が提供を受けた当該申告書に記載すべき事項を含む。）は、同条第一項」を「を受理した場合には、当該申告書を、同項」に改め、同項を同条第九項とする。

第八十一条の四第八号中「（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第八十七号）第二百条第一項（金融機関の合併及び転換に関する法律の一部改正に伴う経過措置）の規定によりなお従前の例によることとされる同法第百九十九条（金融機関の合併及び転換に関する法律の一部改正）の規定による改正前の金融機関の合併及び転換に関する法律第十七条の二第一項（債券の発行の特例）に規定する普通銀行で同項（同法第二十四条第一項第七号（合併に関する規定の準用）において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の認可を受けたものの発行する同法第十七条の二第一項の債券を含む。）」及び「（旧商工債を含む。）」を削る。

第八十一条の六第二項第九号及び第四項第一号ロ中「の押印」を削る。

第九十四条第一項第五号中「第三十条第五項第一号」を「第三十条第六項第一号」に改める。

第九十七条の二第一項中「第六十四条」を「（平成十七年法律第八十七号）第六十四条」に改める。

第九十七条の四第二項中「及び第六項」を「、第四項及び第七項」に改め、「は、」の下に「次項第一号に掲げる方法により提供しようとする場合には、」を加え、「第四条」を「第四条第一項から第三項まで及び第七項から第九項まで」に、「よる」を「より、次項第二号に掲げる方法により提供しようとする場合には同条第五項及び第七項の規定の例による」に改め、同条第三項を次のように改める。

3　法第二百二十八条の四第一項第一号に規定する財務省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一　国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第五条第一項（電子情報処理組織による申請等）の定めるところにより記載事項を送信する方法

二　国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第五条の二第一項（電子情報処理組織による申請等）の定めるところにより、同項に規定する特定ファイルに記載事項を記録し、かつ、税務署長に対して、当該特定ファイルに記録された当該記載事項を閲覧し、及び国税庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する権限を付与する方法

第九十七条の四第七項を同条第八項とし、同条第四項から第六項までを一項ずつ繰り下げ、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　前項第二号に掲げる方法により記載事項の提供を行う者は、同号に規定する特定ファイルに記録した記載事項を国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第五条の二第三項の定めるところにより保存しなければならない。

別表第二㈠の表中「㊞」を削り、「証印」を「確認」に、「受理日付印」を「受理年月日」に改める。

別表第二㈡の表中「㊞」を削る。

別表第二㈢の表中「㊞」を削り、「証印」を「確認」に、「受理日付印」を「受理年月日」に改める。

別表第二㈣の表中「㊞」を削り、「受理日付印」を「受理年月日」に改め、同表の備考5㈢中「令第43条第3項に規定する」を削り、「同項各号」を「令第43条第3項各号」に改める。